

(介 191)

令和3年1月28日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「令和元年介護サービス施設・事業所調査の結果」送付について

平素より介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、令和元年介護サービス施設・事業所調査の結果がまとまり、厚生労働省より当該資料を入手致しましたので、ご送付申し上げます。

本調査は、全国の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設を調査対象とし、介護サービスの提供体制、提供内容等の状況を把握するために毎年行われ、令和元年10月1日現在の状況について調査を実施しています。

なお、本資料につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、下記のアドレスで公開されておりますので、あわせてお知らせいたします。介護保険制度運営等の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

記

○添付資料

・令和元年介護サービス施設・事業所調査の概況（令和3年1月13日公表）1部

※厚生労働省ホームページ・掲載アドレス

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service19/index.html>

以上

(写)



令和3年1月13日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

統計管理官 仲津留 隆

室長補佐 北 恭子

介護統計第一・二係(内線 7567・7568)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3107

令和元年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	4頁
(2) 施設別定員の状況	5頁
(3) 介護保険施設の定員、在所(院)者数、利用率	5頁
(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	6頁
2 従事者の状況	
(1) 職種別従事者数	7頁
3 利用者の状況	
(1) 利用者1人当たり利用回数	8頁
(2) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況	9頁
用語の定義	10頁

令和元年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については都道府県及び事業所の規模(通所介護については都道府県)を層として層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 677	1 354	1 312	80.7
介護予防訪問看護ステーション	11 773	10 531	10 243	89.5
介護予防通所リハビリテーション	8 446	7 669	7 477	90.8
介護予防短期入所生活介護	11 161	10 044	9 942	90.0
介護予防短期入所療養介護	5 166	4 688	4 630	90.7
介護予防特定施設入居者生活介護	4 928	4 187	4 179	85.0
介護予防福祉用具貸与	7 761	6 229	6 110	80.3
特定介護予防福祉用具販売	7 795	6 254	6 147	80.2
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 974	3 545	3 282	89.2
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 108	4 561	4 491	89.3
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 509	12 195	12 100	90.3
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 2 933	2 759	2 752	94.1
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 14 110	11 206	10 654	79.4
訪問入浴介護	1 855	1 506	1 452	81.2
訪問看護ステーション	12 079	10 785	10 484	89.3
通所介護	※ 15 486	13 526	13 432	87.3
通所リハビリテーション	8 549	7 749	7 547	90.6
短期入所生活介護	11 699	10 505	10 395	89.8
短期入所療養介護	5 291	4 804	4 750	90.8
特定施設入居者生活介護	5 341	4 542	4 532	85.0
福祉用具貸与	7 888	6 309	6 172	80.0
特定福祉用具販売	7 828	6 280	6 174	80.2
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 088	868	816	79.8
夜間対応型訪問介護	248	183	168	73.8
地域密着型通所介護	20 492	17 104	16 786	83.5
認知症対応型通所介護	4 296	3 844	3 571	89.5
小規模多機能型居宅介護	5 598	4 988	4 915	89.1
認知症対応型共同生活介護	13 851	12 501	12 435	90.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	354	326	325	92.1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	598	536	528	89.6
地域密着型介護老人福祉施設	2 368	2 178	2 172	92.0
居宅介護支援事業所	※ 10 970	9 336	8 335	85.1
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 237	7 498	7 496	91.0
介護老人保健施設	4 341	3 985	3 983	91.8
介護医療院	246	228	227	92.7
介護療養型医療施設	854	767	747	89.8

注: 1) 調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 回収率(%)=「回収客体数²⁾」÷「調査客体数¹⁾」×100で算出している。

(3) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者票

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、全国の介護保険施設から抽出を行い、令和元年9月末の在所者の1/2（介護療養型医療施設である診療所について全数）及び9月中の退所者の全数を調査客体とした。また、全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから抽出を行い、令和元年9月中の利用者の1/2を調査客体とした。

3 調査の時期

令和元年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票：法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票：法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

- ① 介護保険施設：開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等：開設・経営主体、利用者数、従事者数等

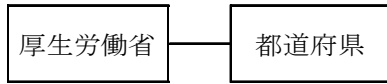
(3) 利用者票

要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）等

5 調査の方法及び系統

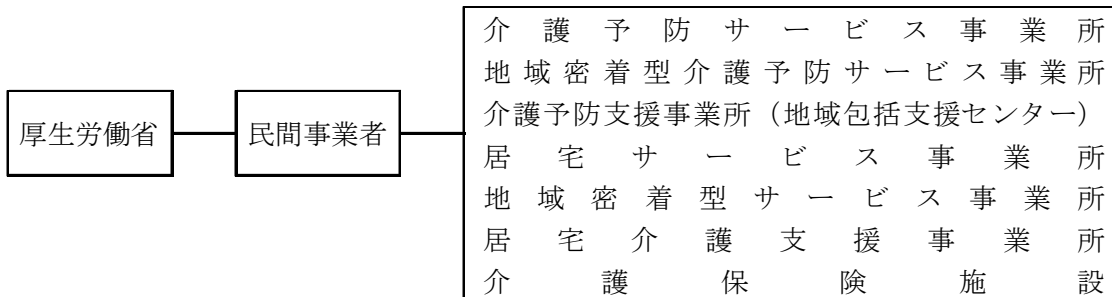
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票・利用者票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

- (4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。
- (5) 表1、表2以外の数値は推計値である。
推計方法については、厚生労働省HP(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)を参照。
- (6) 利用者票の調査結果については、追って政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載予定である。

結果の概要

この結果は、令和元年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護サービスの事業所数をみると、訪問介護が34,825事業所、訪問看護ステーションが11,580事業所、通所介護が24,035事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1,020事業所、小規模多機能型居宅介護が5,502事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が588事業所となっており、介護保険施設では、介護老人福祉施設が8,234施設、介護老人保健施設が4,337施設、介護医療院が245施設、介護療養型医療施設が833施設となっている（表1）。

表1 施設・事業所数（基本票）

	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 626	1 715	△ 89	△ 5.2
介護予防訪問看護ステーション	11 301	10 654	647	6.1
介護予防通所リハビリテーション	8 226	8 062	164	2.0
介護予防短期入所生活介護	11 037	10 906	131	1.2
介護予防短期入所療養介護	5 101	5 182	△ 81	△ 1.6
介護予防特定施設入居者生活介護	4 917	4 816	101	2.1
介護予防福祉用具貸与	7 549	7 773	△ 224	△ 2.9
特定介護予防福祉用具販売	7 597	7 830	△ 233	△ 3.0
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 664	3 754	△ 90	△ 2.4
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 017	4 972	45	0.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 384	13 251	133	1.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 199	5 147	52	1.0
居宅サービス事業所				
訪問介護	34 825	35 111	△ 286	△ 0.8
訪問入浴介護	1 790	1 885	△ 95	△ 5.0
訪問看護ステーション	11 580	10 884	696	6.4
通所介護	24 035	23 861	174	0.7
通所リハビリテーション	8 318	8 142	176	2.2
短期入所生活介護	11 566	11 434	132	1.2
短期入所療養介護	5 230	5 316	△ 86	△ 1.6
特定施設入居者生活介護	5 328	5 198	130	2.5
福祉用具貸与	7 651	7 866	△ 215	△ 2.7
特定福祉用具販売	7 630	7 862	△ 232	△ 3.0
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 020	975	45	4.6
夜間対応型訪問介護	228	221	7	3.2
地域密着型通所介護	19 858	19 963	△ 105	△ 0.5
認知症対応型通所介護	3 973	4 065	△ 92	△ 2.3
小規模多機能型居宅介護	5 502	5 469	33	0.6
認知症対応型共同生活介護	13 760	13 618	142	1.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	352	328	24	7.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	588	512	76	14.8
地域密着型介護老人福祉施設	2 359	2 314	45	1.9
居宅介護支援事業所	40 118	40 956	△ 838	△ 2.0
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 234	8 097	137	1.7
介護老人保健施設	4 337	4 335	2	0.0
介護医療院	245	62	183	295.2
介護療養型医療施設	833	1 026	△ 193	△ 18.8

注：複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 569,410 人、介護老人保健施設が 374,767 人、介護医療院が 15,909 人、介護療養型医療施設が 34,039 人となっている（表 2）。

表2 施設数、定員（基本票）

各年10月1日現在

	施設数		定員(人)	
	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)
介護老人福祉施設	8 234	8 097	569 410	558 584
介護老人保健施設	4 337	4 335	374 767	373 593
介護医療院	245	62	15 909	4 533
介護療養型医療施設 ¹⁾	833	1 026	34 039	44 635

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 介護保険施設の定員、在所（院）者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 69.3 人、介護老人保健施設が 86.4 人、介護医療院が 65.0 人、介護療養型医療施設が 41.1 人、1施設当たり在所（院）者数は、それぞれ 66.3 人、77.1 人、61.6 人、36.3 人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護医療院で9割を超えている（表 3）。

表3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所（院）者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員(人)		1施設当たり9月末の 在所(院)者数(人)		9月末の利用率(%) ¹⁾	
	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)
介護老人福祉施設	69.3	69.1	66.3	66.2	95.6	95.8
介護老人保健施設	86.4	86.2	77.1	76.8	89.2	89.2
介護医療院	65.0	74.0	61.6	67.3	94.7	91.0
介護療養型医療施設 ²⁾	41.1	43.4	36.3	39.1	88.3	90.0
診療所(再掲)	8.9	9.0	6.3	6.6	70.3	73.6

注:1)「利用率」は、定員に対する在所(院)者数の割合である。

2)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(4) 開設（経営）主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が95.2%と最も多く、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設では「医療法人」が75.3%、92.3%、83.2%とそれぞれ最も多くなっている（表4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表5）。

表4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和元年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.4	2.8	1.2	0.1	0.2	95.2	・	-	0.0	・
介護老人保健施設	100.0	-	3.5	0.5	1.7	-	15.3	75.3	2.8	0.8	0.1
介護医療院	100.0	-	0.6	-	0.4	-	1.9	92.3	2.1	1.4	1.3
介護療養型医療施設	100.0	-	5.4	0.3	0.9	-	0.7	83.2	2.1	0.6	6.8

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和元年10月1日現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人 ¹⁾	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	その他
住宅サービス事業所										
(訪問系)										
訪問介護	100.0	0.2	...	16.8	5.7	1.6	2.1	67.9	5.3	0.3
訪問入浴介護	100.0	0.1	...	30.5	1.8	0.4	0.7	66.2	0.3	-
訪問看護ステーション	100.0	1.9	1.8	6.2	25.0	7.7	1.7	53.6	1.6	0.4
(通所系)										
通所介護	100.0	0.4	...	37.0	7.6	0.6	1.5	50.9	1.7	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.8	1.3	8.2	78.2	2.6	...	0.0	...	7.0
介護老人保健施設	100.0	3.3	1.9	16.4	74.6	3.0	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	-	-	-	90.7	6.3	...	-	...	3.0
医療施設	100.0	2.4	0.7	1.4	81.0	2.2	...	0.1	...	12.2
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.5	...	84.1	3.1	0.1	0.4	10.3	0.4	0.1
短期入所療養介護	100.0	3.5	1.7	12.7	77.6	2.9	...	-	...	1.6
介護老人保健施設	100.0	3.3	1.9	15.7	75.4	3.1	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	1.0	0.9	-	92.8	2.7	...	-	...	2.7
医療施設	100.0	4.7	1.0	0.5	86.5	1.8	...	-	...	5.5
特定施設入居者生活介護	100.0	0.7	...	23.0	6.4	0.6	0.4	67.9	0.4	0.6
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	2.0	1.3	0.5	1.4	93.9	0.5	0.3
特定福祉用具販売	100.0	-	...	1.6	1.1	0.5	1.3	94.8	0.5	0.3
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	31.5	17.2	1.9	4.2	43.7	1.0	0.4
夜間対応型訪問介護	100.0	1.0	...	41.5	8.4	1.7	4.0	42.4	1.0	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	...	12.1	3.8	1.0	1.0	75.4	6.0	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.3	...	42.3	11.6	1.0	1.2	37.7	5.7	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	32.0	12.2	0.7	2.3	46.9	5.7	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	24.4	16.0	0.4	0.6	54.3	4.1	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	32.7	16.6	0.6	0.6	47.1	2.1	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	-	...	17.2	24.4	3.9	2.9	48.0	3.4	0.2
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	3.6	-	96.4	・	-	・	・	・	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	23.2	...	56.3	13.5	3.4	1.1	1.6	0.6	0.3
居宅介護支援事業所	100.0	0.9	...	23.3	15.5	2.6	2.0	51.8	3.4	0.4

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 従事者の状況

(1) 職種別従事者数

職種別に従事者数をみると、訪問介護の訪問介護員は 508,256 人、通所介護の介護職員は 221,813 人となっており、介護保険施設では、介護老人福祉施設の介護職員は 289,271 人、介護老人保健施設の介護職員は 128,897 人となっている（表 6）。

表 6 職種別にみた従事者数（詳細票）

(単位：人)

令和元年10月1日現在

	訪問系			通所系					その他			介護保険施設			
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護 ステーション	通所介護	地域密着型 通所介護	通所リハビリテーション			短期入所 生活介護 ¹⁾	特定施設 入居者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院	介護療養 型医療施設 ²⁾
						介護老人 保健施設	介護 医療院	医療施設							
総数	538 678	24 191	122 989	475 060	224 019	67 640	258	58 566	348 784	180 951	247 823	473 034	274 707	13 058	37 263
医師	…	…	…	322	147	5 398	36	6 851	12 382	…	…	12 509	8 528	1 627	5 906
看護師 ³⁾	…	6 116	75 626	37 359	16 218	3 763	9	4 438	20 179	15 436	* 5 261	26 619	29 768	2 384	6 588
准看護師	…	3 635	7 758	27 716	11 027	2 516	12	2 238	14 066	7 606	* 3 232	17 212	20 927	1 696	5 279
機能訓練指導員	…	…	…	59 151	33 471	…	…	…	11 983	7 000	…	11 658	…	…	…
看護師（再掲）	…	…	…	23 250	12 956	…	…	…	3 804	2 419	…	3 108	…	…	…
准看護師（再掲）	…	…	…	17 252	8 769	…	…	…	3 875	1 486	…	3 127	…	…	…
柔道整復師（再掲）	…	…	…	4 561	4 648	…	…	…	712	602	…	914	…	…	…
あん摩マッサージ指圧師 （再掲）	…	…	…	1 807	2 052	…	…	…	434	309	…	615	…	…	…
はり師・きゅう師（再掲）	…	…	…	432	600	…	…	…	77	45	…	91	…	…	…
理学療法士	…	…	19 095 ※	7 636 ※	2 898	11 241	46	13 105 ※	1 905 ※	1 413	… ※	2 345	14 591	668	2 237
作業療法士	…	…	8 226 ※	3 612 ※	1 294	6 605	21	4 093 ※	983 ※	575	… ※	1 192	9 242	382	1 003
言語聴覚士	…	…	2 442 ※	600 ※	256	1 601	7	1 237 ※	195 ※	151	… ※	268	2 357	190	519
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	…	…	7 359	…	** 15 268	13 973	8 771	448	1 262
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	…	6 647	25 018	…	…	…	…
生活相談員・支援相談員	…	…	…	58 081	38 804	…	…	…	14 104	8 454	…	13 386	10 524	…	…
社会福祉士（再掲）	…	…	…	5 329	2 897	…	…	…	3 281	966	…	3 778	3 440	…	…
介護職員（訪問介護員）	508 256	13 013	…	221 813	95 182	33 777	121	25 457	203 230	113 881	203 420	289 271	128 897	4 668	11 460
介護福祉士（再掲）	220 125	5 054	…	88 073	29 014	21 196	68	13 349	117 578	50 870	81 097	169 284	83 159	2 593	5 368
実務者研修修了者（再掲）	25 910	686	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧介護職員基礎研修 課程修了者（再掲）	8 841	105	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ホームヘルパー1級 研修課程修了者（再掲）	13 944	145	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者（再掲）	233 322	2 895	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
生活援助従事者研修修了者 （再掲）	1 774	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	103	…	…	…
管理栄養士	…	…	…	2 248	427	2 107	4	811	7 254	…	…	8 989	5 196	347	1 100
栄養士	…	…	…	1 566	381	393	-	159	2 925	…	…	2 250	1 065	86	289
歯科衛生士	…	…	…	597	254	237	2	177	…	…	…	778	687	50	135
調理員	…	…	…	22 233	8 452	…	…	…	19 887	…	…	22 227	8 518	…	…
その他の職員	30 422	1 426	9 843	43 974	19 654	…	…	…	35 413	21 927	19 385	45 061	22 001	…	…

注：従事者数は実人員数である。
 従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。
 介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。
 介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。
 従事者数不詳の事業所を除いて算出した。
 介護保険施設の職種については抜粋である。
 「※」は機能訓練指導員の再掲である。
 「*」は介護職員の再掲である。
 「**」は計画作成担当者の再掲である。
 1)「短期入所生活介護」は、空床利用型の従事者を含まない。
 2)「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 3)「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

3 利用者の状況

(1) 利用者1人当たり利用回数

令和元年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が18.7回、通所介護が8.9回となっている（表7）。

表7 利用者1人当たり利用回数（詳細票）

	各年9月	
	利用者1人当たり利用回数 ¹⁾	
	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)
介護予防サービス事業所		
（訪問系）		
介護予防訪問入浴介護	4.2	4.1
介護予防訪問看護ステーション ²⁾	4.8	4.6
（通所系）		
介護予防通所リハビリテーション	5.5	5.4
介護老人保健施設	5.8	5.7
介護医療院	5.4	5.7
医療施設	5.3	5.2
（その他）		
介護予防短期入所生活介護 ^{3) 4)}	5.4	5.5
介護予防短期入所療養介護 ⁴⁾	4.8	4.9
介護老人保健施設	4.7	5.0
介護医療院	7.1	-
医療施設	7.2	4.2
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.4	5.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	18.3	18.0
居宅サービス事業所		
（訪問系）		
訪問介護	18.7	19.0
訪問入浴介護	4.8	4.8
訪問看護ステーション ⁵⁾	7.0	6.7
（通所系）		
通所介護	8.9	8.7
通所リハビリテーション	7.8	7.7
介護老人保健施設	8.1	8.0
介護医療院	7.0	7.0
医療施設	7.6	7.4
（その他）		
短期入所生活介護 ^{3) 4)}	10.2	10.3
短期入所療養介護 ⁴⁾	7.4	7.4
介護老人保健施設	7.2	7.3
介護医療院	6.9	7.7
医療施設	11.8	10.7
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁶⁾	98.0	99.0
夜間対応型訪問介護	6.7	6.1
地域密着型通所介護	7.7	7.6
認知症対応型通所介護	9.6	9.5
小規模多機能型居宅介護	36.1	35.6
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	41.8	41.5

注：1) 事業所ごとにみた「利用者1人当たり利用回数」である。

2) 「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3) 「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

4) 「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

5) 「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

6) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(2) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況

令和元年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.8回、介護サービスでは6.3回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が8.3回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは9.3人、介護サービスでは43.6人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは44.4人、介護サービスでは274.1人となっている。（表8）

表8 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

令和元年9月

	利用者1人当たり 訪問回数(回) ¹⁾	1事業所当たり 利用者数(人) ²⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ²⁾
介護予防サービス ³⁾	4.8	9.3	44.4
要支援1	4.0	3.1	12.4
要支援2	5.2	6.2	31.7
介護サービス ⁴⁾	6.3	43.6	274.1
要介護1	5.4	10.1	54.5
要介護2	5.8	11.4	66.4
要介護3	6.1	7.5	45.5
要介護4	6.8	6.8	46.5
要介護5	8.3	6.6	54.7

注:健康保険法等のみによる利用者を含まない。

1)事業所ごとにみた「利用者1人当たり訪問回数」である。

2)「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

3)「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。

4)「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

4 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人